

多久市物品等入札心得

(趣旨)

第1条 本市が発注する建設工事及びこれに関連する業務以外の業務委託及び物品の製造、修理、購入、賃貸借の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取り扱いについては、多久市財務規則（平成11年規則第5号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札)

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、契約書の案、現場案内等（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、告示又は通知書に示した期間内において、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税対象者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た額を入札書に記載しなければならない。

(入札方法等)

第3条 入札は、紙入札により執行する。入札の取り扱いは次に掲げるとおりとする。

(1) 入札書は、所定の様式により作成し、告示又は通知書に示した日時に提出しなければならない。

(2) 代理人が入札を行う場合は、当該代理人は、入札前に委任状を提出し、入札書に記名押印しなければならない。なお、入札参加者又はその代理人が外国人の場合の入札書は、署名をもって記名押印に代えることができる。

(3) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(4) 入札参加者は、地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間入札代理人とすることはできない。

(5) 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(見積内訳書)

第4条 入札参加者は、見積内訳書を提出しなければならない。なお、提出しない場合は失格とし、提出に当っては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 入札参加者は、1回目の入札金額に対応する見積内訳書を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。

(2) 見積内訳書には、入札件名、あて名並びに入札参加者の住所・氏名を記載する

こと。

- (3) 見積内訳書の内容は、相当する項目ごとの金額等を表示したものとする。ただし、入札談合に関する情報を受けた場合における見積内訳書の内容は、各区分、種別及び細別に相当する項目ごとの数量、金額等を表示したものとすることがある。
- (4) 見積内訳書に疑義があるときは、入札参加者に説明を求め、その結果、根拠ある説明が得られない場合は、当該見積内訳書を提出した入札参加者の入札を無効とすることがある。

(入札の辞退)

第5条 指名を受けた者又は入札参加資格を認められた者は、いつでも次に掲げる方法により入札を辞退することができる。ただし、あらかじめ入札書提出期限を設けている場合において、当該期限を過ぎたときは、辞退することができない。なお、辞退の方法については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当課等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札箱に投函するものとする。（口頭による宣誓は認めないものとする。）

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に反する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札の取りやめ等の取り扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 天災地変その他のやむを得ない事由により入札をすることができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。
- (3) 入札執行前までに入札参加業者が1者となったとき

(無効の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 参加資格のない者
- (2) 当該競争入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

- (5) 入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- (6) 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- (7) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- (8) 次のいずれかの見積内訳書を提出した者
 - ア 1 回目の入札額と一致しないもの（千円未満の端数処理を除く）
 - イ 見積もった額の合計から一括等で値引きしたもの
 - ウ 記載すべき項目について記載がないもの
 - エ その他内容に誤りのあるもの
- (9) 民法（明治29年法律第89号）第95条の規定により無効と認められるものを提出した者
- (10) 1人で2以上の入札をした者
- (11) 代理人でその資格のない者
- (12) 多久市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団等
- (13) 入札書の提出期限が定められている場合に当該期限までに提出しなかった者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者
（落札者の決定）

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格を設けた入札については、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度の入札）

第10条 再度の入札については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開札をした場合において、前条の規定による落札者がいない場合は、再度の入札（以下「再入札」という。）を行う。
- (2) 再入札は、開札後直ちに行うものとする。
- (3) 無効入札をした者及び最低制限価格を設けた入札において最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、再入札に参加することができない。
- (4) 再入札の執行回数は、2回（1回目の入札を含め3回）を限度とする。
- (5) 2回の再入札においても落札者がいない場合は、2回目の再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができる。

（同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、

当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札者の決定の取消し)

第12条 落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に、本市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、本市は、一切の損害賠償の責を負わない。

(仮契約の解除)

第13条 前条の規定は、仮契約の解除について準用する。この場合において、同条中「落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に」とあるのは「仮契約締結の日から本契約締結の日の前日までの期間に」と、「落札者の決定を取り消すものとする」とあるのは「仮契約を解除するものとする」と読み替えるものとする。

(契約の保証)

第14条 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

2 保証の提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 契約保証金（現金）の納付
- (2) 有価証券（利付国債に限る。）の提供
- (3) 銀行、発注者が確実と認める金融機関または保証事業会社の保証
- (4) 履行保証保険

(契約書提出期限)

第15条 契約書の提出期限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 落札者は、落札決定の日から原則として5日（市の休日（多久市の休日に関する条例（平成元年条例第23号）に規定する市の休日をいう。）は含まない。）以内に契約書を提出しなければならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約を締結しないことがある。

(異義の申立)

第16条 入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。